

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

久保正太郎

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

江口武次

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

緒方日出一

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

緒方秋弥

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

石原久七

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

石原久太郎

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

石原甚助

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

川波眞

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

大谷久

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

大谷徳松

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

中島勇藏

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

藤川一三

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

藤川佐七郎

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

藤川又次郎

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

藤川友一

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

藤川喜弥

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

藤川國雄

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

藤川始

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

藤川梅次郎

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

藤川浩太郎

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

藤川義光

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

藤川重利

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

藤川鉄雄

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

芳中伊七郎

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

芳中光雄

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

芳中國松

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

芳中太郎吉

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

芳中定次郎

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

芳中政則

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

芳中松雄

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

芳中泰太郎

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

芳中秀光

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

芳中秀次郎

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

芳中英幸

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

芳中茂敏

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

芳中辰憲

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 0 号

対象土地 嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 1
嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦 8 7 5 番 6

2 関係人の氏名又は名称

野村実雄

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る現況測量の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。